



相模原市 高すぎて払えない国保税 20年間、集団で減免申請 改善させる

国民健康保険税の引き下げなどをとめて、神奈川・相模原民主商工会(民商)は6月28日、民商会館で相模原市国保課と交渉を行い、19人が参加。国保課は7人が応対しました。「高すぎて払いきれない国保は減免を」と呼びかけ、今年は3人が減免申請書作成の学習会に参加。国保課との交渉後、集団で減免申請書を提出しました。



市との交渉(相模原民商会館内)

そのうち1人は、相模原民商のウェブサイトをみて相談にきた大学の非常勤講師をしている方です。

学習し実態を知らせる

この市との交渉と集団減免申請は、1998年から行われています。当時は、婦人部が「なぜこんなに国保税が高いのか学習しよう」と、この取り組みを始め、市役所の職員を呼んで業者の実態を訴えてきました。

今年、交渉の冒頭、下地勝己会長が国保税引き下げ、滞納を理由とした資格証明書(医療機関の窓口でいったん10割負担)や短期保険証(有効期間が6カ月まで)の発行・交付の中止、国保の都道府県単位化による後退がないことを求める要望書を読み上げました。参加者は「国保税は今後下がらないのか」「子育て世帯への施策はないのか」「所得が生活保護(基準)以下になる場合、

ゼロにする考えはないのか」「払いたくないんじゃないかって、払えないから滞納になっている」「国保税未払いで生活資金の預金が差し押さえられ、生活できなくなった人もいた。窓口でもっと丁寧に対応してほしい」と要望しました。

市を動かし、事業不振者も減免対象に

20年間の交渉のなかで、現在、国保の減免制度は、昨年の所得よりも今年の「見込み所得額」が3割(所得200万以下は2割)以上に減少し、生活保護の140%以下の場合に減免されます。数年前から、その期の当初までさかのぼって減免が適用になり、世帯主以外の社会保険加入者の所得は計算から除外されるようになりました。

全国では「事業不振」による減免を申請できない自治体があり、短期保険証や資格証明書の取り扱いも自治体ごとで大きく異なり、一度資格証明書を発行すると入院しても完納するまで通常の保険証を出さないひどい自治体もあります。

相模原市では民商が長年国保課と交渉を続け、社保協でも年1、2回の懇談を行なっています。

国保の都道府県化で4700円も値上げ

しかしその一方で国保課は都道府県単位化を契機に、昨年策定した「国民健康保険財政健全化方針」で国民健康保険会計に一般会計から繰り入れる「決算補填等を目的とした法定外繰入金」約29億円(28年度)を、平成30年度分から5年間でゼロにすることを掲げ、今年度は国保税を年税額で5%アップ。1人平均で4700円を値上げし、収納率のアップ

今年度の減免結果

	当初の国保税(円)	減免額(円)	減免率(%)
A	93700	43400	46.3
B	569800	302600	53.1
C	447400	341400	76.3

も狙っています。社保協などとも連携して「高すぎて払いきれない」の声をあらゆる層に広げ、みんなが安心して払える国保の実現を目指します。

相模原民主商工会事務局員

川邊 朗さん